

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

### 【1】公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

伊勢市の中心市街地は、鉄道や路線バス、コミュニティバスの乗降拠点となっており、観光交通の面では第63回式年遷宮に向けて、さらなる拠点の重要性が高まっている。しかし、観光客及び市民の移動手段は依然として自動車の割合が高く、自家用車で来訪する観光客の増大による駐車場不足などが懸念される。観光交通においては、自動運転バスやライドシェアなどによる交通利便性の向上を図り、自動車に依存しない移動環境の整備を行うとともに、高齢者や交通弱者に対応した市民生活を支える地域公共交通の充実も図る必要がある。

### 【2】具体的事業の内容

#### (1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

#### (2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

#### (3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】8-1 【事業名】自動運転バス事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	第63回式年遷宮（令和15年）に向け、路線バスの外宮内宮線を「自動運転レベル4」の自動運転バスにより運行		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	日平均歩行者通行量（4商店街） 中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	第63回式年遷宮（令和15年）に向けて、観光路線の「外宮-内宮線」を、自動運転レベル4の自動運転バスで有償運行を行う事業。この事業では、伊勢市駅と外宮・内宮を自動運転バスで結ぶことで、内宮から市の中心市街地への人の流れを促進することから、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	自動運転社会実装推進事業		
【支援措置実施時期】	令和6年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

8.4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

【事業番号】 8-2 【事業名】 伊勢市「日本版ライドシェア」長期実証事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	夜間の移動需要を補うため、金曜と土曜の夜間にライドシェア車両を実証的に運行		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	日平均歩行者通行量（4商店街） 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	市民や観光客の夜間の移動需要を補うため、「日本版ライドシェア」を長期で実証する事業。この事業では、タクシーの稼働台数が不足する金曜と土曜の夜間にライドシェア車両を運行し、市民と観光客へ効率的な移動手段を提供することで、宿泊施設や飲食店が多く集まる市の中心市街地への人の流れを促進することから、中心市街地の活性化のため必要な事業である。		
【支援措置名】	「交通空白」解消緊急対策事業		
【支援措置実施時期】	令和6年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 8-3 【事業名】 おかげバスの運行事業

【事業実施時期】	平成19年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	交通不便地域や市内主要施設を循環するバスの運行		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	日平均歩行者通行量（4商店街） 中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	交通不便地域や市内主要施設を循環するバスを運行することで、地域間の交通格差を解消するとともに、中心市街地への移動手段を確保し、にぎわいを創出することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業）		
【支援措置実施時期】	令和2年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4)国の支援がないその他の事業

【事業番号】 8-4 【事業名】 レンタサイクル事業

【事業実施時期】	昭和50年度～		
【実施主体】	伊勢市観光協会		
【事業内容】	周遊促進のための自転車等のモビリティ貸出、自転車等を活用した周遊促進のための案内や情報発信		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	自転車をはじめとした各種モビリティの活用を推進することで、中心市街地と市内観光スポット等を結ぶ周遊性と利便性を向上し、サイクルツーリズムを推進する。この取り組みにより観光客の滞在時間の延伸や宿泊の促進を図ることから、中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

